

令和4年度第1回本庄市総合教育会議 次第

日 時：令和4年4月20日（水）
午後1時30分～
場 所：本庄市役所 職員厚生室

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 教育長挨拶

4. 議 題

学校の現状及び今後の教育環境について（意見交換）

資料

5. そ の 他

6. 閉 会

【配布資料】

資 料：学校の現状及び今後の教育環境について
参考資料：本庄市総合教育会議運営要綱

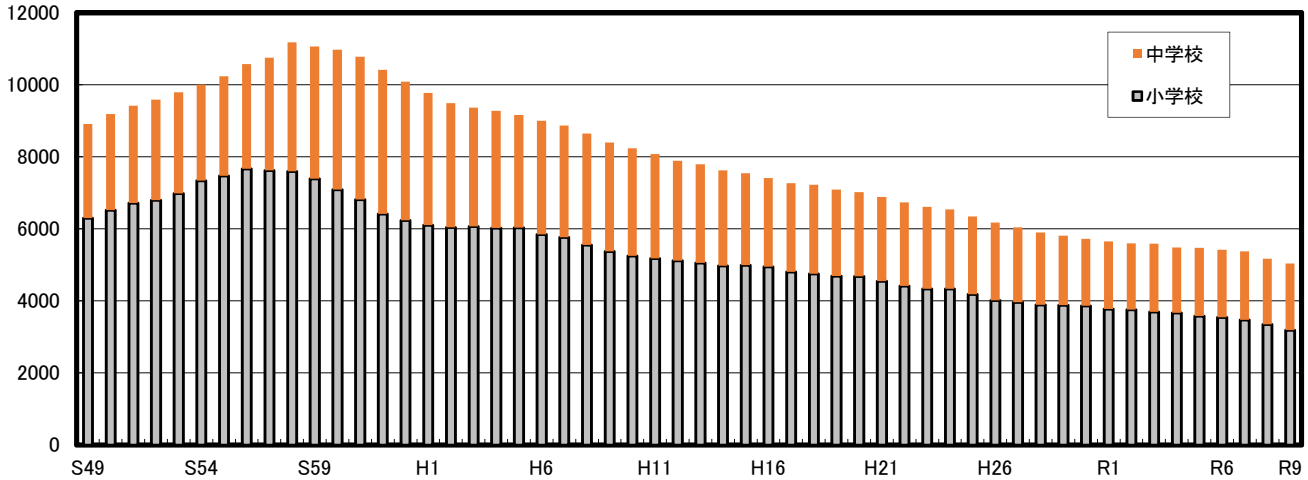
学校の現状及び今後の教育環境について

1 市立小中学校の現状について

- ・ 児童生徒数及び学級数の推移

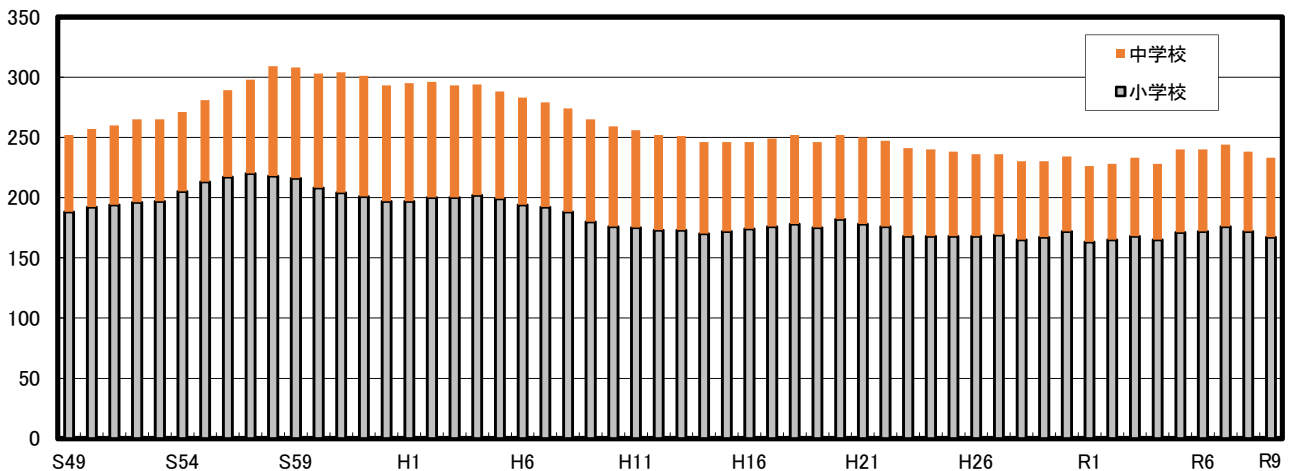
児童数は昭和56年度、生徒数は昭和62年度にそれぞれ最大となり、それ以降は減少を続けています。また、令和4年度に新たに入学した児童生徒数は、最も多かった時期と比較して50%以上減少しています。

児童生徒数の推移及び今後の見込み



小学校における学級数は昭和57年度、中学校における学級数は昭和61・62年度にそれぞれ最大となり、それ以降は減少を続けています。また、令和4年度の学級数は、最も多かった時期に対して小学校で25%、中学校で37%減少しています。

学級数の推移及び今後の見込み



※ 期間中の児童生徒数の減少に対して、学級数に増加分みられるのは、学級編成の基準が変更となった事が要因と考えられます。

- ・ 休校中の本泉小学校

市内小学校13校の内、本泉小学校については、平成23年度の新入学児童がおらず在校生が17名となり、平成23年4月より休校となっています。これをうけて、本泉小学校区の児童は、秋平小学校に通学しています。

- 各小中学校の通学区域、通学距離

各小学校の通学距離は本庄地域の小学校で1 kmから3 km以内となっています。

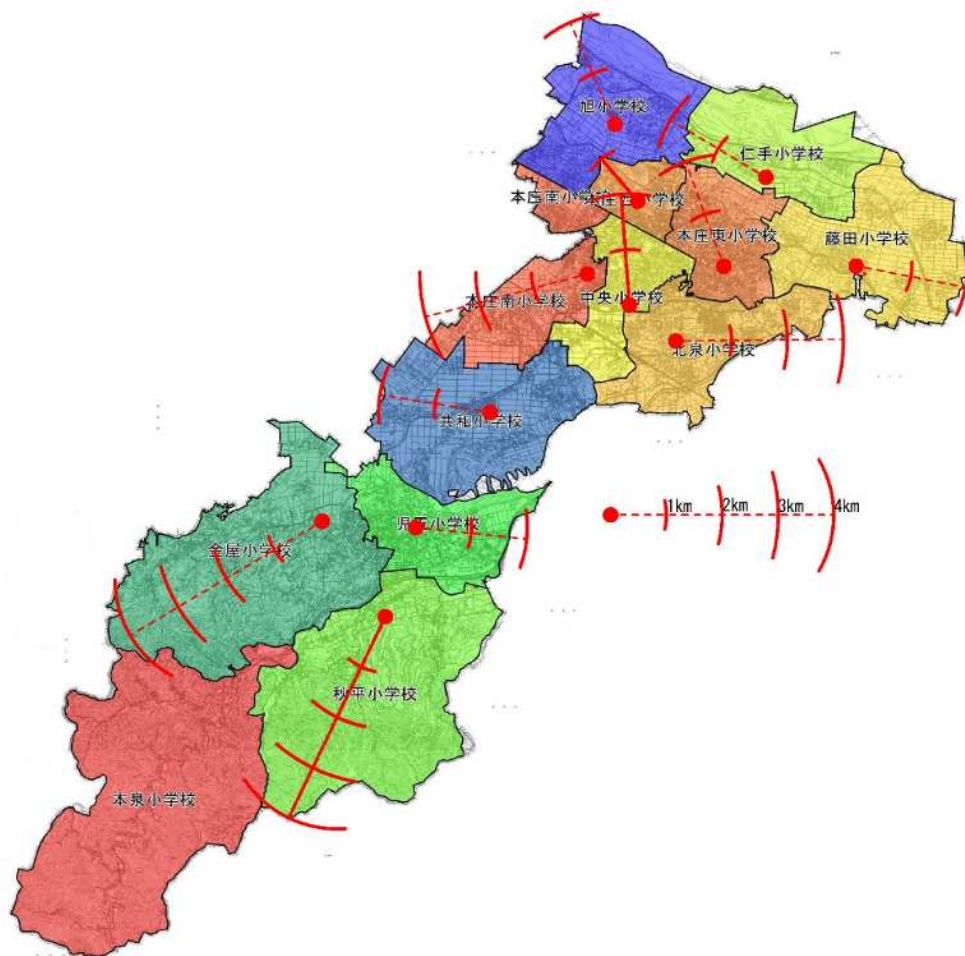
児玉地域では2 kmから約4 km以内となっており、通学区域が大きな金屋小学校と秋平小学校の通学距離が長くなっています。

なお、小学校の通学方法は徒歩が基本となっていますが、上仁手地区に居住する児童は、タクシーを利用して仁手小学校又は、旭小学校に通学しています。

休校中の本泉小学校区に居住する児童は、バスによる送迎で秋平小学校に通学しています。

各中学校の通学距離は、本庄地域の各学校では3 kmから4 km以内となっている一方、児玉中学校の通学距離は、10 km以内となっています。

中学校の通学方法は、基本的に徒歩及び自転車通学ですが、児玉中学校に通学している生徒で通学距離が6 kmを超える場合は、デマンドバスを利用して通学しています。



各小学校の通学距離

2 学校施設の現状について

- 学校施設の概要

本市の学校施設は、小中学校17校で校舎・屋内運動場53棟を保有しており、その延べ面積は105,049㎡です。(休校中の本泉小を含む)

そのうち、本庄地域の小学校6校では屋内運動場が建築後50年を経過しているほか、11校の学校(小9校、中2校)が、建築後40年経過した建物を有しています。

これら築年の経過した学校施設では、建物の各部で老朽化が進行している状況です。

本庄東中学校及び児玉中学校の2校は、平成20年度から27年度にかけて建替えを行っており、校舎内の木質化やトイレのドライ化を実施しています。



東中学校校舎(平成27年度竣工)

※ 最も新しい学校施設の例



仁手小学校校舎(S59年度竣工)

※ 新耐震以降に建築され、未改修の学校施設の例

・ 改修の実施状況

学校施設の改修については、10校で耐震性の低い校舎等の耐震改修を平成26年度までに行っています。

普通教室への空調設備の設置については、建築時に教室への空調設備を設置した本庄東中学校を除いて平成26・27年度に行いました。また、空調設備が未設置であった余裕教室等については令和3年度に空調の設置工事を行いました。

「暗い、臭い、汚い」という学校トイレのイメージを払拭すべく、平成29年度に改修工事に着手し令和2年度をもって小中学校14校のトイレ改修を完了しています。体育館のトイレについても、令和3年度に小中学校6校で改修工事を行い洋式化・ドライ化を行っています。



改修後の学校トイレ



新たに設置した多機能トイレ

現在、本庄西中学校校舎の大規模改修工事の実施に向けて、実施設計を行っているところです。この改修では、建物の長寿命化改修および学校の機能向上させるための改修を行う計画です。

3 今後の教育環境について

- ・ 学校施設整備の方向性について
令和4年3月に、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」報告書が文科省より公表され、その中で学校施設整備の方向性として5つの視点が示されています。
 - 安心・安全な教育環境の実現の視点
(主な整備内容) 非構造を含めた耐震対策、老朽化対策、バリアフリーなど
 - 持続可能な教育環境の実現の視点
(主な整備内容) 断熱性能の向上、高効率照明の導入
 - 柔軟で創造的な学習空間の実現の視点
(主な整備内容) 教室空間の充実、多目的スペースの整備、学校図書館の機能向上、教職員の執務環境の改善、GIGA 端末を活用した学習環境の整備、特別支援学級や通級による指導のための環境整備など
 - 健やかな学習・生活空間の実現の視点
(主な整備内容) トイレの洋式化・ドライ化、空調整備、内装の木質化
 - 地域や社会との連携・協働の実現の視点
(主な整備内容) 他の公共施設等との複合化・共用化など



内装木質化のイメージ



学校図書館の機能向上のイメージ

※イメージ出典：「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告書より

- ・ 本市における今後の学校施設整備について
本市の今後の学校施設整備は、既存施設を改修し、建築から80年程度利用していくこととなっています。
既存建物の改修は、構造をそのまま利用するため、様々な制約が生じますが、先に示した整備の方向性の中から実現可能で必要な改修内容を検討し実施する予定です。

○本庄市総合教育会議運営要綱

平成27年11月16日
告示第435号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4の規定に基づき、本庄市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及び調整を行う。

- (1) 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(会議録の作成及び公表)

第7条 市長は、議事のほか次に掲げる事項を記載した会議録を会議の終了後遅滞なく作成し、前条ただし書の規定により会議を非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその日時
- (2) 出席者及び欠席者の職及び氏名
- (3) 議題及び配布資料
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 会議録には、市長及び市長が指名する1人の構成員が署名するものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調査の結果を尊重しなければならない。

(傍聴の手続)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴できない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他市長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴の制限)

第11条 市長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、会議の傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の禁止行為)

第12条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子、襟巻又は外とう類を着用すること。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、特に市長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(庶務)

第14条 会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。